社会経済活動について

1	道民·事業者	への要請(道独自の緊急事態宣言)
2	<i>11</i>	(特措法に基づく緊急事態措置等)
3	<i>11</i>	(新北海道スタイル)
4	<i>11</i>	(第三者認証制度)
5	<i>II</i>	(レベル分類等)
6	需要喚起策等	(旅行への支援)
7	<i>''</i>	(飲食への支援)
8	"	(移動への支援)
9	労働者・雇用	等への支援
10	生活困窮者への	の支援
11	ひとり親世帯	への支援
12	差別・偏見への	の対策
13	学校教育活動	(一斉臨時休業要請)
14	<i>II</i>	(学校での感染対策)

各期(変異株)の特徴と主な動き

		I 期(R2.1~R3.3頃)	Ⅱ期(R3.3	~ R4. 1頃)	Ⅲ期(R4.1~)
		毒性、感染力等の特性が明 らかでなかった時期から特	アルファ株からデルタ株		
		性や感染が起きやすい状況 についての知見が深まり、 地域・業種を絞った対策を 講じた時期	(参考) アルファ株に (参考) デルタ株に 対応した時期 対応した時期		オミクロン株に 対応した時期
	感染性	性 - 1.32倍と推 (従来株比		1.5倍高い可能性 (アルファ株比)	高い可能性 (デルタ株比)
特徵	重篤度	_	1. 4倍と推定 (従来株比)	入院リスクが高い可能性 (アルファ株比)	入院リスク、重症化リスク が低い可能性 (デルタ株比)
	新規感染 者数ピーク	1, 704人/週計 (R2. 11. 24)	4, 179人/週計 (R3. 5. 23)	3, 647人/週計 (R3. 8. 24)	59, 038人/週計 (R4. 11. 22)
	重症者数 ピーク	37人 (R2. 12. 16)	60人 (R3. 5. 25)	27人 (R3. 9. 6)	17人 (R4. 12. 13)
主	ワクチン	_	R3. 2~ 医療従事者 - R3. 4~ 高齢者 R3. 8~ 65歳未満		R3.12~ 3回目 R4.5~ 4回目 R4.9~ オミクロン株対応
な動き等	道民等へ の要請	(外出自粛等の行動制限) ・道独自の緊急事態宣言 ・特措法:緊急事態措置	(外出自粛等 ・緊急事態持 ・まん延防』	(R4.7 国の基本的対処方針) ・新たな行動制限を行うので はなく、社会経済活動をで きる限り維持	
	患者等の 療養期間	(段階的緩和) 患 者 : 最大14日間⇒10日間			R4.9~患者は最大7日間、 R4.7~濃厚接触者は家庭内 等に限定し、最大5日間

[※]感染性、重篤度については、国のアドバイザリーボード資料から抜粋 感染者数ピークのうち、アルファ株に対応した時期はR3.5頃の波を、デルタ株に対応した時期はR3.8頃の波を対象としている。

1 道民・事業者への要請【道独自の緊急事態宣言】

	時期	国・道の動き
I期	R2. 1. 28	○道内で初めての感染者を確認(武漢からの旅行者)○「北海道感染症危機管理対策本部」第1回本部会議を開催
	R2. 2. 28	○本部会議を開催 ⇒道独自の緊急事態宣言を決定
	R2. 2. 28~3. 19	○道独自の緊急事態宣言
	R2. 3. 18	○本部会議の開催 ⇒当初予定どおり、3月19日までの宣言期間終了を決定

<取組の背景・経過等>

I期

- ・2月中旬から**道内全域で広範囲に新規感染者が確認**されるなど、全道での感染拡大のおそれが高まり、**国の新型** コロナウイルス感染症対策専門家会議メンバーからも「この1~2週間で人と人との接触を可能な限り抑えることが必要」「対策を実施しないと、道全体で急速に感染が拡大しかねない」といった助言を受けた。
- ・こうした経緯を踏まえ、道としては、感染の急激な拡大により医療崩壊の事態につながることを避けなければならないといった観点から、北海道感染症危機管理対策本部において、<u>道独自の緊急事態宣言を発出することを決</u> 定し、道民に対して、週末の外出自粛などを要請した。
- ・3月以降、新規感染者数は減少傾向、リンクなしの感染者数も減少傾向となったことから、当初予定どおり、3月19日までの宣言期間終了を決定した。

取組実績及び課題

- ・前例がなく、知見も限られる中、道独自の緊急事態宣 言の発出を判断し、感染拡大防止に努めた。
- ・行動制限を伴う要請などを行う場合には、道民や事業 者の理解と協力をいただけるよう、分かりやすい情報 発信を行うことが重要。

- ・感染症は全国統一的な基準で対応することが必要であること から、行動制限を伴う要請等については、国において、ウイ ルスの特性に応じた明確な基準を示し、実施することが必要。
- ・今後、新たな感染症危機が生じた際には、国と連携しながら、 地域の感染状況等を的確に捉え、迅速に対応する。その際、 医療提供体制の状況などに関する情報をできる限り分かりや すく丁寧に発信する。

(参考)道独自の緊急事態宣言

【道独自の緊急事態宣言の内容】

期間

令和2年2月28日(金)~3月19日(木)

メッセージ内容

2月28日(金)

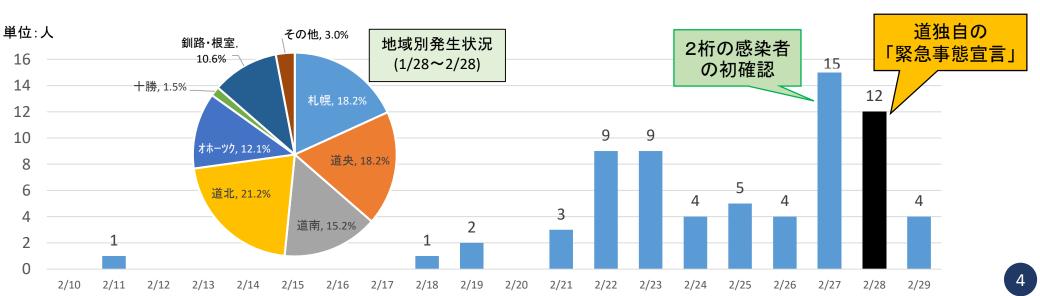
・感染の拡大防止のため、この週末は外出を控えてください。

3月1日(土)

- ・換気が悪く、人が大勢集まる場所には行かない!
- ・部屋の空気は、定期的に入れ換えを!
- 風邪ぎみの方は自宅で休む!

3月5日(木) 3月12日(木)

- 今週末に外出するときは、必ず確認してください。
 - 一体調は大丈夫?風邪ぎみではありませんか?
 - 一人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか?
 - 一 買い物は、混んでいる時間帯ではありませんか?



2 道民・事業者への要請 【特措法に基づく緊急事態措置、まん延防止等重点措置等】 時 期 国・道の動き ○緊急事態措置 (特措法に基づく初めての措置) I期 R2. 4. 17~5. 25 Ⅱ期 〇まん延防止等重点措置 R3. 5. 9~5. 15 R3. 5. 16~6. 20 O緊急事態措置 R3 6. 21~7. 11 〇まん延防止等重点措置 R3. 8. 2~8. 26 〇まん延防止等重点措置 R3. 8. 27~9. 30 ○緊急事態措置 R4. 1. 27~3. 21

田期 〇まん延防止等重点措置 <取組の背景・経過等>

Ι期

・4月以降、道内では10名以上の新規感染者が連続して確認される中、特に札幌市において感染が拡がりつつ あったことから、4月12日に知事と札幌市長が協議し、「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出するととも に、国の緊急事態宣言を踏まえ、**北海道における5月6日までの緊急事態措置を決定。外出自粛や施設の使用** 停止(休業要請)などに取り組むことを決定した。(休業要請については、協力いただいた事業者に一定の要件の **もと、支援金を支給** ※以降も休業要請等に合わせ支援金を支給) 事業者への支援として、国では事業者への実質無利子・無担保融資や持続化給付金等の支援を開始したほか、 道においても中小企業総合振興資金による資金繰り対策や専門家の派遣事業などを開始。 踏まえ、石狩振興局管内を除く地域については、休業要請等の措置の一部を解除した。

・国による緊急事態宣言の延長を踏まえ、道においても31日まで<u>措置を延長する一方、地域ごとの感染状況を</u> ・国は5月25日に緊急事態宣言を前倒し解除したことから、道においても同様に緊急事態措置を解除すること としたが、新規感染者数の状況などを踏まえ、外出自粛の要請などについては31日まで延長することとした。

Ⅱ期

・4月下旬以降、200人/日前後の新規感染者数が確認される中、全道の感染者数の7割以上を占める**札幌市では、 外出自粛や時短要請などを行ってきたが、入院患者数や重症患者が過去最多の水準**となり、新規患者の受入れ を休止する基幹病院も出るなど、**医療の非常事態という状況**となったことから、**さらに強力な対策が必要との** 考えの下、5月5日、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置の実施を国に要請した。 ・その後、<u>札幌市以外の地域における感染状況を踏まえ、</u>国は5月14日、緊急事態措置区域に北海道を追加、 道では緊急事態措置を決定し、16日から31日までの間、不要不急の外出自粛や飲食店における休業要請等 を実施した。(その後、6月20日まで措置を延長) ・全道の感染状況が改善する中、**札幌市においては依然として高い水準**にあることから、6月21日から7月 11日までの間、札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を決定した。

・**1月4日、道内で初めてオミクロン株の感染事例が確認**されると、急速に感染が拡がった。こうした中、病床使 皿期

Ⅱ期

全道の75%を占める状況となったことから、市内において、できる限り外出を控えるなどの対策を徹底すると ともに、**まん延防止等重点措置について20日、26日に国に対し要請**を行った。(30日、国において決定) ・道では、8月2日から札幌市を対象としたまん延防止等重点措置を決定し、不要不急の外出自粛や飲食店の時短 要請等を実施。(14日から石狩振興局管内及び小樽市、20日から旭川市を追加)

・7月以降、デルタ株への置き換わりなどにより、新規感染者数は再び増加傾向に転じ、特に札幌市の感染者数が

・8月25日、国が緊急事態措置の北海道への適用を決定したことを受け、27日から9月12日まで、北海道に おける緊急事態措置を実施するとともに、石狩振興局管内、小樽市及び旭川市については、特定措置区域に指定 し、さらなる対策を講じた。(国の宣言延長を踏まえ、措置を9月30日まで延長)

用率の増加が続く見込みであることや全道的に医療がひっ迫するおそれがあることから、21日、**全道を対象と したまん延防止等重点措置の実施を国に要請**し、25日には国において北海道を追加することが決定された。 ・道では、1月27日から2月20日まで全道を対象に**まん延防止等重点措置を実施することとし、混雑している**

・3月1日、より感染力の強いオミクロン株のBA. 2系統が道内でも初確認され、今後、再度新規感染者数が増加に 転じることが懸念される状況となったことから、国に対し、全道を対象とした重点措置の延長を要請し、国の決 **定を踏まえ、道の措置を21日まで延長**した。 ・7月15日、国の基本的対処方針に「現下の感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく、 社会経済活動をできる限り維持する」ことが位置づけられた。

場所への外出自粛や飲食店の時短要請等を実施。(国の措置延長を踏まえ、3月6日まで延長)

取組実績及び課題

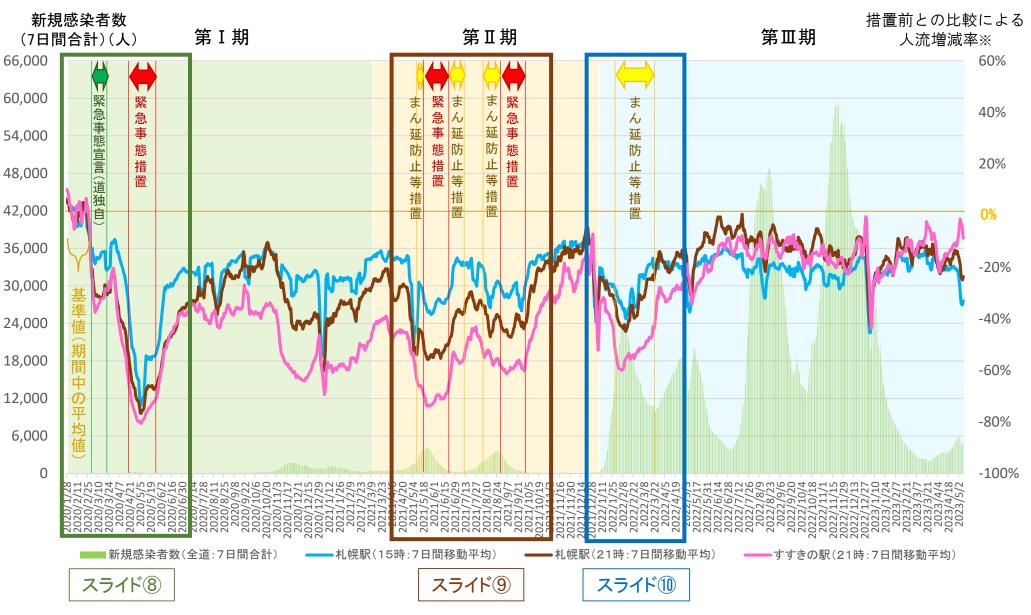
- ・地域の感染動向を慎重にモニタリングし、更なる感染 拡大が見込まれる場合や医療のひっ迫が懸念される場 合などに、緊急事態措置等の必要な措置を講じ、感染 拡大防止に努めた。
- 道民や事業者の理解と協力をいただけるよう、分かり やすい情報発信を行うことが重要。
- 人の移動等に伴って拡大する感染症は、面的な対応が 必要となる一方、広域な本道では地域の感染状況に応 じた措置とすべきとの意見もあった。また、休業要請 等に伴う経済面での影響は幅広い業種に及んだ。

今後の対応の方向性

・行動制限を伴う要請等については、国の基本的対処方針の下、

- 実施していく必要があるが、運用に当たっては、地域の感染 状況や医療提供体制などを丁寧に把握し、市町村と情報を共 有しながら、時機を逸することのないよう対応していく。 その際、医療提供体制の状況などに関する情報をできる限り
- 分かりやすく丁寧に発信する。
- 休業要請等については、経済や雇用への影響が大きいことか ら、国とも連携しながら地域ごとの感染状況に応じた措置と するなど、本道の広域性を十分に考慮した対応を検討する。 また、そうした状況においても事業を継続していけるよう、 事業者への支援に努める。

(参考)緊急事態措置等による行動制限と人流の状況

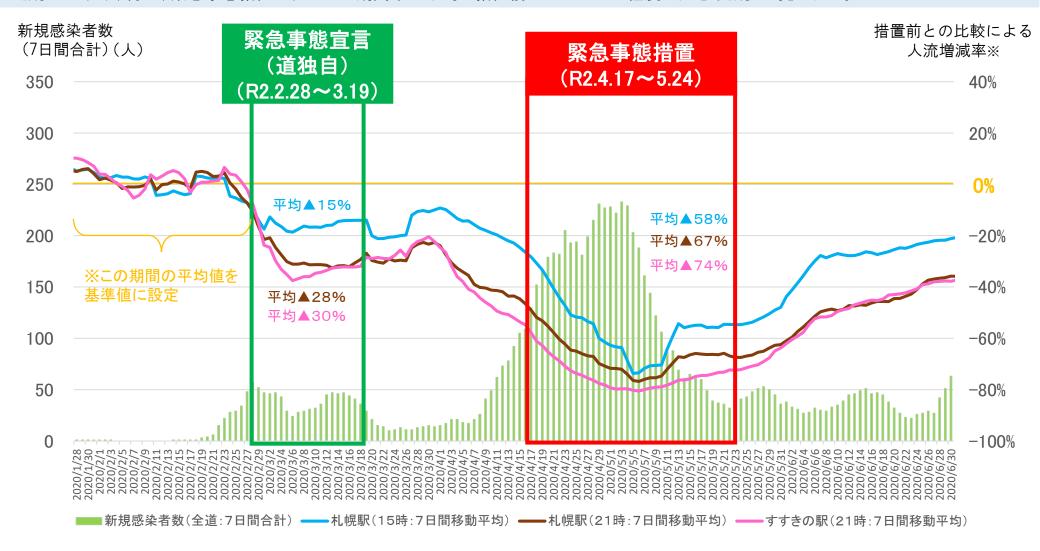


※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

出典:(株)Agoop提供データを基に道作成

第丨期

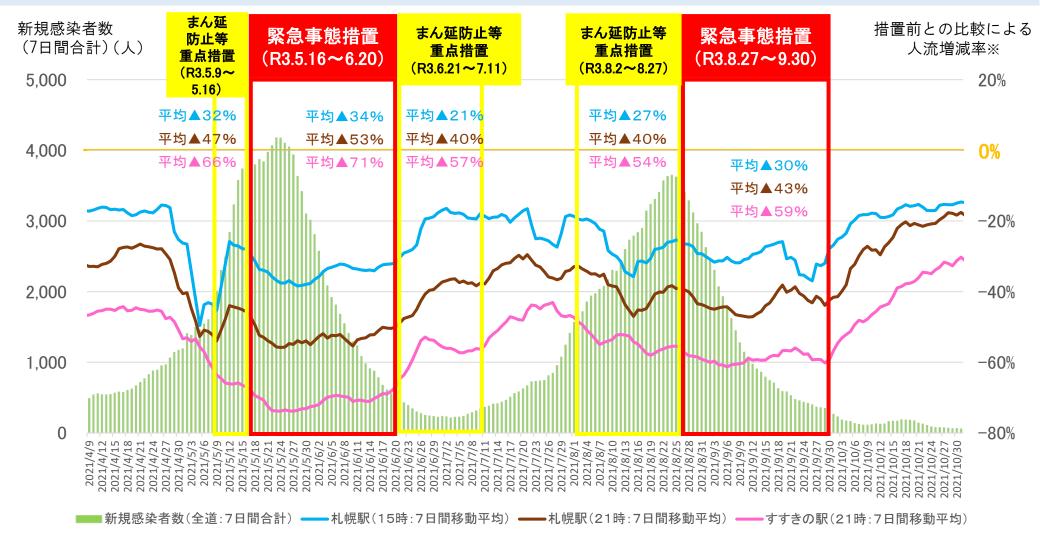
・第 I 期の道独自による緊急事態宣言及び特措法に基づく緊急事態措置の実施時における人流は、期間のいずれにおいても措置前から減少しており、特に、緊急事態措置においては期間中の平均で措置前比58~74%程度の大きな減少が見られた。



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

第川期

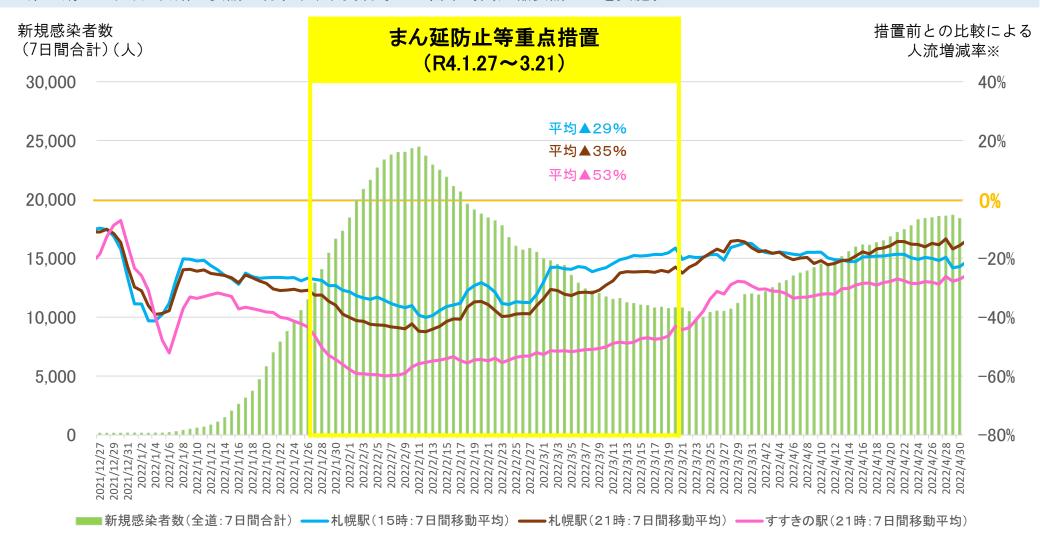
- ・第Ⅱ期のまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施時における人流は、いずれにおいても措置前と比べ減少した。
- ・緊急事態措置の期間では、いずれの場合も直前のまん延防止等重点措置よりもさらに多くの減少が見られた。



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

緊急事態措置等による行動制限と人流の状況 第川期

・第Ⅲ期のまん延防止等重点措置の実施時における人流は、措置前と比べ減少しているが、期間の後半になるにつれて上昇が見られた。 ※第Ⅲ期では、外出自粛の要請は行わず、飲食店等への営業時間短縮要請のみを実施。



※緊急事態宣言(道独自)実施前の1か月(R2.1.28~2.27)の人流の平均値を基準値とし、増減率を算定。

(参考) 行動制限を伴う措置の主な実施状況(地域別)

※全域での措置は「●」、地域限定の措置は「◎」

			対象地域					主な要請内容	
	要請期間	区分	全域	札幌市	旭川市	小樽市	石狩振興 局管内	外出自粛	休業要請、 時短営業等
	R2. 4. 17 ~ R2. 5. 6	緊急事態措置	•					•	•
	" ∼ R2. 5. 31	"(5.15改訂)	•				0	•	● (石狩以外 一部緩和)
	" ∼ R2. 5. 31	"(5.22改訂)	•				0	•	● (一部緩和)
	R2. 5. 25	緊急事態措置解除							
	R2. 5. 25 ~ R2. 5. 31	感染拡大防止に向けた取組	•					•	•
	R2. 11. 7 ~ R2. 11. 27	感染拡大防止に向けた施策		0					◎ (一部地域)
I期	R2. 11. 7 ~ R2. 11. 27	感染拡大防止に向けた施策(11.17改訂)		0				0	◎ (一部地域)
	R2. 11. 28 ~ R2. 12. 11	感染拡大防止に向けた施策 (11.26改訂)		0				0	0
	R2. 12. 12 ~ R3. 1. 15	感染拡大防止に向けた施策(12. 10改訂)		0	0			0	◎ (札幌市)
	R2. 12. 26 ~ R3. 1. 15	感染拡大防止に向けた施策(12. 26改訂)		0	0			0	◎ (札幌市)
	R3. 1. 16 ~ R3. 2. 15	感染拡大防止に向けた施策(1.16改訂)		0				0	©
-	R3. 1. 16 ~ R3. 2. 15	感染拡大防止に向けた施策(1.28改訂)		0		0		0	◎ (札幌市)
	R3. 2. 16 ~ R3. 2. 28	感染拡大防止に向けた施策 (2.13改訂)		0		0		0	◎ (札幌市)

	※全域での措置は「●」、地域限定の措置は「◎」									
					対象地域			主力	主な要請内容	
	要請期間	区分	全域	札幌市	旭川市	小樽市	石狩振興 局管内	外出自粛	休業要請、 時短営業等	
	R3. 3. 27 ~ R3. 4. 16	札幌市を対象とした感染拡大防止に向けた施策		0				©		
	R3. 4. 17 ~ R3. 5. 14	感染の再拡大防止に向けて		0				©		
	R3. 4. 17 ~ R3. 5. 14	感染の再拡大防止に向けて (4.23改訂)		0				©	©	
	R3. 5. 9 ~ R3. 5. 31	まん延防止等重点措置		0				0	©	
	R3. 5. 16 ~ R3. 5. 31	緊急事態措置	•	0	0	0	0	•	•	
	R3. 6. 1 ~ R3. 6. 20	緊急事態措置(延長)	•	0	0	0	0	•	•	
	R3. 6. 21 ~ R3. 7. 11	まん延防止等重点措置	•	0			0	0	©	
Ⅱ期	R3. 7. 12 ~ R3. 8. 22	夏の再拡大防止特別対策(~7.25 重点地域(札幌市)		0				0	©	
	R3. 7. 12 ~ R3. 8. 22	夏の再拡大防止特別対策(~8.22 重点地域(札幌市)		0				0	©	
	R3. 8. 2 ~ R3. 8. 31	まん延防止等重点措置	•	0				•	©	
	R3. 8. 2 ~ R3. 8. 31	まん延防止等重点措置 (8.13改訂)	•	0		0	0	•	©	
	R3. 8. 2 ~ R3. 9. 12	まん延防止等重点措置 (8.18改訂)	•	©	0	0	0	•	©	
	R3. 8. 27 ~ R3. 9. 12	緊急事態措置	•	0	0	0	0	•	•	
	R3. 9. 13 ~ R3. 9. 30	緊急事態措置(9.10改訂)	•	0	0	0	0	•	•	
	R3. 10. 1 ~ R3. 10. 31	秋の再拡大防止特別対策(~10.14 重点地域(札幌市))		0				0	©	
	R4. 1. 27 ~ R4. 2. 20	まん延防止等重点措置(全道域)	•						•	
Ⅲ期	R4. 2. 21 ~ R4. 3. 6	まん延防止等重点措置 (2.18改訂)	•						•	
	R4. 3. 7 ~ R4. 3. 21	まん延防止等重点措置 (3.4改訂)	•						• 12	

3 道民・事業者への要請【新北海道スタイル】

	時 期	国・道の動き
I期	R2. 5. 28~ R2. 5. 29~ R2. 6. 26~	○「新北海道スタイル」普及啓発開始 ○「北海道コロナ通知システム」運用開始 ○「新北海道スタイル推進協議会」設立
Ⅱ期	R3. 10. 12~	〇「新北海道スタイル」アイデアコンテスト募集開始(R4.1.17まで)
Ⅲ期	R4. 8. 25 R4. 9. 25 R5. 5. 7 R5. 5. 8	○「新北海道スタイル」ビジネスモデル事例集を発行 ○「北海道コロナ通知システム」運用廃止 ○「新北海道スタイル」の終了 ○「新北海道スタイル推進協議会」廃止

<取組の背景・経過等)

、拟紐	の育京・栓迫寺>
I期	・国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向け、 道民と事業者が連携しながら、感染リスクを低減さ
	<u>せ、事業継続やビジネスチャンス拡大に繋げていくための新しいライフスタイルやビジネススタイルをわかりや</u>
	<u>すく伝えられるよう、「新北海道スタイル」の普及啓発を開始</u> 。
	・ピクトグラムを活用して行動変容を促すとともに、新聞広告(R2.5:5社、R2.12:17社)、テレビCM(R2.5~
	R2.6:5社・600本、R2.8:1社・33本、R2.12:5社・290本、R3.1:5社・77本)で周知した。
	・不特定多数の人が利用する施設やイベント等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とした「北海道
	コロナ通知システム」を運用 するとともに、同システムの周知を図った。

- ・<u>令和2年6月には、感染拡大防止と社会経済活動の両立のため、企業、産業・業界等各種団体と行政機関が連携</u>して「新北海道スタイル」の実践や定着に向けた先進的な事例の収集や発信等を行い、感染リスク低減や事業継続、ビジネスチャンスの拡大につながる取組を支援する「新北海道スタイル推進協議会」を設立。
- ・7月からは、「新北海道スタイル」構築に必要な事業者等向けPRツールとして、ステッカー(140.000枚)、ポスター(30,000枚)、チラシ(20,000枚)等の作成や「新北海道スタイル」に取り組む事業者や取組の好事例をWEBサイトにより紹介。
- ・<u>令和3年1月からは、</u>「新北海道スタイル」の目指す「感染リスクの低減とビジネスチャンスの拡大」に繋げる ため、<u>フードデリバリー事業における利用拡大に向けた周知及び課題調査等を実施し、フードデリバリー各社と</u> 連携し、宅配送料無料などのキャンペーンを実施し、利用促進を促した。

13

に取り組む事業者のWEBサイトでの紹介や、取組の好事例についての紹介などを実施。
・令和3年10月からは「新北海道スタイル」を<u>道民運動として展開するため</u>、道民から感染症対策に関するアイデアを募り、効果的な周知を行うために<u>「新北海道スタイル」アイデアコンテストを実施</u>した。中高生の部と大学生の部の2部制で3つのテーマに沿ってアイデアを募った。(応募総数:道内100校から765件)

Ⅲ期

・ I・II 期に引き続き、新聞広告(R4.3:7社、R5.1:1社)、テレビ番組とのタイアップ(R4.11、R5.1、R5.3:1社)を実施。また、「北海道コロナ通知システム」は、オミクロン株の拡大以降、積極的疫学調査の重点化などにより、接触通知を行う事例が発生していなかったことから通知システムを廃止した。

(廃止年月日:R4.9.25/利用実績:登録施設数 60,577件、累計利用者数 501,551件、接触通知事例:1件)

・コロナ禍において様々なアイデアや工夫によって新たなビジネスを実践している道内30事業者にヒアリング

• I 期に引き続き、新聞広告(R3.5:2社、R3.10:2社、R3.11:2社、R4.1:5社、R4.3:7社)、テレビ番組とのタイ

アップ (R3.10:1社) や、「北海道コロナ通知システム」の運用、周知を図るとともに、「新北海道スタイル」

・令和4年4月からは、アフターコロナを見据えたビジネススタイルの変革が求められている中、<u>様々な課題を抱える道内の自治体・事業者と課題解決につながるスタートアップ企業とのマッチング</u>を図り、<u>課題解決に向けた取組の実証実験を行いサポートする「新北海道スタイル・デジタル・イノベーション・プログラム」を実施</u>。事業報告会では、採択された3事業の報告を行ったほか、同報告会内容を新聞広告により紹介(応募結果:6市町村・4事業者から16課題、スタートアップ企業参加数23社)

を行い、5つのテーマに分類した「新北海道スタイル」事例集を作成。

発信した。 ・道内1,957の事業者等により「新北海道スタイル推進協

取組実績及び課題

「新北海道スタイル」として各種メディアやステッ

カー・ポスター等PRツールの活用により、取組を幅広く

Ⅱ期

道内1,957の事業者等により「新北海道スタイル推進協議会」を設立し、民間との連携の下、先進的な事例の収集や発信等を行い、道民や事業者のコロナ禍における新たなライフスタイル・ビジネススタイルに向けた行動変容を後押しした。

今後の対応の方向性

・今後、新たな感染症危機が生じた際にも、民間企業等と連携した分かりやすい情報発信は有効であり、平時から感染防止に資する情報等の共有に取り組むなど、こうしたノウハウを活かすことができるよう、これまで構築してきた企業等とのネットワークを維持していく。

4 道民・事業者への要請【第三者認証制度】

	時 期	国・道の動き	
Ⅱ期	R3. 6.30~ R3. 9.21~ R3. 9.24~ R3.10.15~ R3.10.22~	 ○4市1町(札幌市・旭川市・小樽市・恵庭市・当別町)にて試行実施 [100件程度] ○札幌市において暫定実施 [1,000件程度] ○札幌市において本格運用開始 ○石狩振興局(札幌市を除く)・小樽市・旭川市・函館市において運用開始 ○全道で運用開始 	*************************************
田期	R4. 8. 1~ R5. 3. 13 R5. 3. 31 R5. 5. 7	○認証店応援クーポン(プレミアム付食事券)の発行(販売: R4.12.19まで、利用: R5.2. ○マスク着用に係る道の認証基準を改正 ○新規認証の終了(R5.3.20にて受付終了) ○道の第三者認証制度を廃止	7まで)

<取組の背景・経過等>

第2弾:R5.1.26~R5.3.17) 等を実施。

\ -\X\12	
Ⅱ期	・飲食店における感染防止対策の実効性を高めるため、令和3年4月に、 国が都道府県に第三者認証制度(飲食
	店の感染防止対策に必要な事項の取組状況を確認し、対策が実施されている場合に認証する制度)の導入に速
	やかに着手するよう求めた ことを受け、道でも制度の導入に着手した。制度の導入にあたっては、6月の4市
	1町による試行に始まり、9月からは札幌市での暫定実施を経て、本格運用を開始。運用開始直後は申請が集
	中し、認証に時間を要したケースもあったが、 体制を強化し、即時交付など運用面での改善も図りながら対応
	するとともに、 10月からは全道での運用を開始した。
	・ <u>飲食店の感染防止対策の強化</u> にあたっては、7月~12月に道が実施した 飲食事業者等感染防止対策補助金
	<u>(飲食店等がアクリル板やCO2センサーなどを購入する費用等の補助)も活用</u> された。
	・感染防止対策が実施されている第三者認証店の利用を促進するため、 <u>11月に認証店マップを作成し、道の</u>
	<u>ウェブサイトにて公表</u> 。12月には、全道における目標として、認証取得が先行している札幌市の水準(認証
	率6割)を目指すこととした。
皿期	・認証制度や認証店利用促進のPRのため、非認証店への訪問等(R4.2月~)、認証店における取組事例の道ウェ
	ブサイトでの紹介 (R4.7月~) や、 SNSを活用した認証店の利用促進キャンペーン (第1弾:R4.9.16~11.30、

15

田期

- ・令和4年7月、全道の認証率が6割を超えたことを踏まえ、各振興局ごとの認証率6割以上を新たな目標とし、 飲食店への戸別訪問等により制度をPRした。【取得件数:19,942件(9振興局:認証率6割超)※対象店舗:全道約3万件】
- ・<u>令和4年2月からは、認証店の感染防止対策の実施状況を確認する事後調査</u>を行うなど、感染防止対策の実効性を確保するための取組も実施。
- ・<u>認証店の利用促進とともに外食需要を喚起するため、</u> <u>8月から「ほっかいどう認証店応援クーポン」の販売を</u> <u>開始</u>(額面5千円のクーポンを1冊4千円で販売)。 紙クーポン、電子クーポン合わせ、<u>45億円分を発行し、</u>
 - <u>7,700以上の認証店が参加</u>した。
- ・国がマスク着用の考え方を「個人の判断を基本とする」と見直したことを踏まえ、令和5年3月にマスク着用に 係る道の認証基準を改正した。
- ・国が感染症法上の位置づけを変更(5類への移行)することを公表したことを踏まえ、令和5年3月20日を もって新規認証の受付を終了。 5 類への移行とともに第三者認証制度も廃止されることとなったことから、5月 7日をもって制度を終了した。

取組実績及び課題

- ・全国の第三者認証店における10万店舗当たりの集団感染の発生件数は、それ以外の店舗の5割程度となっている。 集団感染発生件数(非認証店:0.30件/日、認証店:0.12件/日)
- ・大都市に比べ、認証取得が進まない地域もあったことから、制度の必要性・重要性の周知を図るとともに、SNSを活用した認証店の利用促進キャンペーンや認証店応援クーポンの販売など認証店の利用促進に努めた。

今後の対応の方向性

ほっかいどう 認証店応援クーポン

・今後、新たな感染症危機が生じた際にも、これまでに構築してきた事業者とのネットワークは、有効な情報共有等のツールになりうることから、平時においても、道のメールマガジンなどにより、情報提供する体制を整備するなど、引き続きネットワークを維持していく。

5 道民・事業者への要請【レベル分類等】

	時期	国・道の動き
I期	R2. 8. 7 R2. 8. 25	○国が「今後想定される感染状況と対策について」を提示○「新しい警戒ステージ」の決定・運用開始
Ⅱ期	R3. 8. 26 R3. 11. 8 R3. 12. 8	○「新しい警戒ステージ」の改定 ○国が「新たなレベル分類の考え方」を提示 ○「レベル分類」の決定・運用開始
Ⅲ期	R4. 11. 25 R4. 11. 29	〇政府対策本部が「オミクロン株対応の新レベル分類」を提示 〇「オミクロン株対応の新レベル分類」の決定・運用開始

	R4. 11. 29	〇「オミクロン株対心の新レヘル分類」の決定・連用開始
<取約	且の背景・経過	等>
I期	いて、感染状れた。 ・8月25日、 ・2番が急増す	の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「今後想定される感染状況と対策について」にお 記念4段階に区分し、移行の目安となる指標と、それぞれのステージで「講ずべき施策」が示さ 道はこの提言に準じることを基本としつつ、本道における感染拡大を効果的に抑え込むため、感 る前の段階における対策に重点を置き、本道の実情も踏まえた「新しい警戒ステージ」の運用を 記を5段階に区分し、指標及び講ずべき施策を設定した。
Ⅱ期	・11月8日、 ひつ迫状況に・12月8日、 しての入院病	道は道と国のステージ区分を統一(道の区分を5→4段階)、一部指標の変更などの改定を実施。 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言「新たなレベル分類の考え方」 において、医療 重点を置きながら対策を講じていくという考え方が示された。 道は、ワクチンの接種や治療薬の開発が進んだことにより、軽症者の割合が多くなり、重症者と 所成の利用が減少していることなどを踏まえ、 国の分科会の考え方に基づき、「警戒ステージ」に 5ル分類」の運用を開始 。
田期	迫度に着目す クロン株対応 ・11月29日 いては、国に	、 国は政府対策本部において基本的対処方針を変更 し、これまでの「レベル分類」の医療のひっる基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応し、 外来医療の状況等に着目した「オミ の新レベル分類」 に見直し。 、道は 「オミクロン株対応の新レベル分類」の運用を開始 。レベル分類の枠組や指標・事象につ 、準拠、レベル判断に当たっては、レベル1・2については病床使用率、レベル3・4については 重症病床使用率の指標によることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断することとした。

	警戒ステージ(R2.8.25)	レベル分類(R3.12.8)	オミクロン株対応の新レベル分類 (R4.11.29)
目的等	■十分に制御可能なレベルに感染拡大を抑制するとともに、死亡者・重症者数を最少化 ■警戒ステージの枠組・指標等は国のコロナ分科会提言を基本としつつも本道の実情を踏まえて設定 ※R3.8.26 5段階→4段階、指標等を改定	■新規感染者数等を注視しつつ、医療のひっ追に重点を置き、感染の状況等の分析や評価を行った上で、必要な対策を講じる ■レベル分類の枠組・指標等は、国のコロナ分科会提言に基づき設定	■医療のひっ迫度に着目するこれまでのレベル 分類の基本的な考え方は維持しながら、オミクロン株に対応した指標及び事象を改訂。 ■レベル分類の枠組や指標・事象については、国に準拠
段階	5(4)段階(1)(2(3)(4)(5)	5段階(① 1 2 3 4)	4段階(10234)
レベル等 判断	■各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断	■将来の病床数を予測するツールに加え、感染 経路不明割合や陽性率など様々な指標をモニタ リングし、感染状況等の分析や評価を行う ■変異株の影響により感染拡大が急速に進む 場合などはレベル移行や対策の前倒しを検討	■レベル1・2については病床使用率、レベル3・ 4については病床使用率と重症病床使用率の指標によることとし、事象も勘案するなど、総合的に判断
主な指標	■病床 ②150 3250 ④350 5900床超 ■重症病床 ②15 325 €35 590床超 ■新規感染者数(週人口10万単) ②2.0 32.5 €15 525人超 ※R3.8.26 病床使用率導入等一部指標見直し	■②病床(又は重症病床)使用率20%超 ②新規感染者数(週人口10万単)15人超 ②療養者数(10万単)20人超 ■③病床(又は重症病床)使用率50%超 ■①病床使用率100%超	■病床使用率 230~ 350~ 480~% ■重症病床 350~ 80~% ※事象(保健医療への負荷/社会経済活動の 状況/感染状況)

取組実績及び課題

- ・警戒ステージやレベル分類により、その時々の感染状況 や医療のひっ迫状況を道民や事業者に伝え、注意喚起を 行ってきた。
- ・基準の運用に当たっては、感染動向を踏まえ、近く基準 が超えることが見込まれる場合など、早期の対応や注意 喚起について検討することが必要。
- ・流行株が変異した際に、国において、基準の考え方が示されず、当初設定した基準が分かりにくいとの意見もあった。

今後の対応の方向性

- ・分かりやすい基準の設定は、道民に協力を求めていく上で 重要であるが、その基準については、感染性や重篤性など 流行株の特徴を踏まえ、国が全国一律に設定することが必 要。
- ・基準の運用に当たっては、指標や医療提供体制、地域の感染動向なども踏まえ、措置を行うタイミングにも留意して対応する。
- ・流行株の変異により、当初設定した基準が当てはまらなくなることも想定され、そうした際には、国において流行株の特性について分析を行い、速やかに基準に反映させることが必要。

18

6 需要喚起策等 【旅行への支援】

時期		国・道の動き	
I期		 ○「どうみん割」実施(R2.10.20~「りとうぷらす」実施) ○「GoToトラベル事業」実施(クーポン発行)(国) ○札幌市を目的地とする旅行割引を一時停止、札幌市居住者による利用の自粛を要請(※Go To トラベルはR2.11.24~R2.12.27) 	
Ⅱ期	R3. 5.16~ 10.14	○「新しい旅のスタイル」実施○「新しい旅のスタイル」一時停止○「どうみん割」実施(クーポン発行)	
皿期	R4. 4. 1~ 10.10	○「どうみん割」一時停止○「どうみん割」の実施○「HOKKAIDO LOVE!割」(全国旅行支援)実施(クーポン発行)	

<取組の背景・経過等>

I期	・緊急事態措置に伴う外出自粛要請や外国人の入国制限などコロナの影響により落ち込んだ観光関連産業を支援し、収束後の 観光需要喚起を図ることを目的に、令和2年7月1日から、道民の道内旅行を支援する「どうみん
	<u>割」を開始</u> 。また、 <u>7月22日からは国において国民の国内旅行を支援する「Go To トラベル」が開始</u> された。 (参考:R2.4月~6月の観光入込客数は前年期比47.6%減少)
	・ <u>10月20日からは、離島の観光需要喚起を図るため、道民の離島への旅行を支援する「りとうぷらす」を開</u> 始した。
	・感染症の拡大に伴い、 <u>1 1 月 2 7 日(Go To トラベルは11.24)から、札幌市を目的地とする旅行割引を一時停</u>
	<u>止、また、札幌市居住者による利用の自粛を要請</u> した(R2.12.27まで)。 ・感染症の拡大に伴い、 <u>全ての支援策を令和3年1月11日まで全道一斉停止</u> 。その後、国の緊急事態宣言等を 踏まえて、全道一斉停止期間を延長した(R3.4.1まで)。
Ⅱ期	・春休みや年度替わりの時期を迎え、人の移動や旅行の増加によって、感染拡大の懸念が大きくなったため、 <u>利</u> 用者・事業者双方が感染拡大防止策を徹底した「新しい旅のスタイル」をモデル事業として構築 し、その普及 と定着を図ることを目的に、道民を対象とした支援事業「新しい旅のスタイル」を 令和3年4月2日から開始 。 対象は、同居者(個人も可)との旅行、道内を6圏域に分け、域内旅行の宿泊施設に限定した(札幌市は対象 外)。

全道で感染状況がレベル3以上となった場合、事業全体を停止する条件を設定した。 ・道内における「まん延防止等重点措置」の適用を国に要請したため、令和4年1月2 1日から「どうみん割」を停止。「まん延防止等重点措置」の終了に伴い、3月22 日から再開。また、感染状況等を踏まえ「どうみん割」の実施期間を順次延長した (10.10まで。4.29~5.8利用分除く)。 ・国の補助制度の変更に伴い、「どうみん割」の利用対象者を拡大 (R4.4.1から岩手) 県、宮城県、秋田県及び山形県、R4.4.11から青森県、R4.5.9から福島県の各県民を 追加)。 ・10月11日から、国の制度に基づき、道が、全国民を対象とした全国旅行支援 「HOKKAIDO LOVE!割」を開始(12.28~R5.1.9を除く)、令和5年1月10日からは 新たな行動制限が必要な事態が生じないことを前提に、割引率等の制度見直しを図っ た上で全国旅行支援「HOKKAIDO LOVE!割」を再開。その後、対象期間を7月14日 まで延長(4.29~5.7利用分除く)。 取組実績及び課題 ・「どうみん割」、「HOKKAIDO LOVE!割」等の実施により、 コロナ禍において甚大な被害を受けていた観光需要を下支

えしてきたほか、クーポンの利用により飲食や土産品など

依然として来道外国人数はコロナ禍前の水準に至っていな

ており、本格的な回復の兆しが見えてきている。

いが、観光入込客数や宿泊客数の指標で改善傾向が見られ

様々な消費拡大にも結びついた。

・令和3年5月16日から全道域が緊急事態措置区域となり、外出自粛の要請等を行っ たため、「新しい旅のスタイル」を全道域で停止、その後、感染状況が落ち着くに伴

い、10月15日から全道域で再開。さらに、11月1日からは圏域の設定を解除、

・12月6日からは、「新しい旅のスタイル」の感染対策等を取り入れた「どうみん

割」(道民の道内旅行を支援)を開始。令和4年1月4日からは、対象者に青森県民

を追加するとともに、ワクチン・検査パッケージを導入。また、国の取扱に準じて、

11月15日からは、同居者要件を廃止するなど利用条件を緩和した。

「参考 各事業の実績〕 事業名 実績

(利用延人数/支援金額)

(うち離島:6,298人)

307.544人

約18億円

(実施年度)

どうみん割

(R2)

新しい旅の スタイル (R3)	371, 998. 約22億			
どうみん割 (R3~R4)	3, 107, 383, (うち道民:97. 2% 東北6県:2. 8% 約191億 (クーポン利用額含む			
HOKKAIDO LOVE!割 (R4~R5)	5, 968, 344人 約344億円 (クーポン利用額含む ※3月末までの実績			
5の方向性				
	制限を伴う要請なと 援を求めるなど、返			
	こより、宿泊事業者 る設備投資に対して			

今後の対応

・今後、新たな感染症が発生 が行われた場合には、国に道 やかに対応していく。 • 現在、宿泊業環境整備緊急效 が取り組む省力化や省エネイ 支援を行っており、今後は、効果的な情報発信やプロ モーション等を官民連携で行い、道内外からの観光需要

回復に引き続き取り組む。

20

7 需要喚起策等【飲食への支援】

OGoToEatプレミアム付き食事券の販売開始

国・道の動き

時 期

R2.11.30~R3.8.18 ○感染拡大のため販売停止

R2. 11. 10

I期

皿期

Ⅱ期	R3. 8. 19~ 10. 14 R3. 10. 15~ 10. 31 R3. 11. 1~R4. 1. 26	〇利用条件を「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定し、販売再開 〇利用人数等の制限(4人以内、2時間以内)を設けた上で、店内利用再開 〇利用人数等の制限を撤廃
Ⅲ期	R4. 1. 27~ 3. 21 R4. 3. 22 R4. 4. 10 R4. 5. 10	○利用条件を「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定○店内利用再開○販売終了○利用期間終了
<取約	祖の背景・経過等>	
I期	型コロナウイルス 事券の販売が開始 ・こうした中、10) 等や大人数や長時 道内においても札	に伴う外出自粛要請や営業時間短縮の要請などにより、飲食店が大きな影響を受ける中、新 感染症対策に取り組む飲食店を支援するため、国において11月10日にプレミアム付き食 された。 月23日、国のコロナ分科会においては感染拡大の事前防止対策として、飲酒を伴う懇親会間におよぶ飲食、マスクなしでの会食といった感染リスクが高まる場面が示されるとともに、 場市を中心に 感染の拡大傾向が続いたことから、11月30日には全道で食事券が販売停止 では、食事券の利用を控える旨の呼びかけを行った。
Ⅱ期	デリバリーのみ」 ・9月30日で緊急事 ため、 <u>利用人数等の</u> された。 ・感染者数が減少する	営がより深刻化していることから、その経営を応援するため、 <u>利用条件を「テイクアウト、</u>

・1月に入り、<u>感染者数が急速に拡大する中、1月27日からのまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、同日から食事券の利用条件が「テイクアウト・デリバリーのみ」に限定された。</u>

21

・3月22日のまん延防止等重点措置の解除を踏まえ、同日から食事券の店内利用が再開された。

<GoToEat「プレミアム付き食事券発行事業」について>

感染防止対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援するため、購入額の25%分を上乗せした食事券を発行する 国の事業で都道府県単位で実施。本事業の休止や再開、利用制限の内容などについては、都道府県知事が国に要請し、国 が受託業者(北海道は北海道商工会議所連合会)に指示。

く実施状況>

(1) 事業期間

販売期間 令和2年11月10日~令和4年4月10日(517日間)

利用期間 令和2年11月10日~令和4年5月10日(547日間)

※販売(利用)停止 262日間、テイクアウト等のみ 111日間

(2) 販売実績

印刷冊数 100万冊 (販売価格8,000円、発行単位10,000円 (1,000円券×10枚綴り、100億円分))

販売冊数 838, 227冊 (83億8, 227万円分) 登録店舗数 7, 743店舗 (令和4年5月10日時点)

利用枚数 8,318,481枚(83億1,848万1千円)

取組実績及び課題

- ・感染状況に応じ、利用条件を「テイクアウト、デリバリーのみ」に限定するなど柔軟な対応が図られ、約83億円が利用された。また、登録店舗に対しては、感染防止対策の徹底に取り組むことが条件とされた。
- 1枚1,000円の額面設定であることから、利用しにくいとの声があった一方、客単価の向上に繋がったとの声も寄せられた。

今後の対応の方向性

・今後、新たな感染症が発生し、行動制限を伴う要請などが行われた場合には、大きな影響が想定される飲食店への適切な支援を国に求めるなど、速やかに対応していく。

8 需要喚起策等 【移動への支援】

	時期	国・道の動き	
I期	R2. 7. 28 R2. 12. 28	〇ぐるっと北海道の販売開始 〇商品販売の中止(令和3年10月31日まで)	2. 2. 1 Vis. 0
Ⅱ期	R3. 11. 1 R4. 1. 27	〇ぐるっと北海道の販売再開 〇商品販売の中止(令和4年3月21日まで)	北海道
Ⅲ期	R4. 3. 22 R5. 3. 31	〇ぐるっと北海道の販売再開 〇事業終了	を

<取組の背景・経過等>

I期	・交通事業者は、緊急事態宣言期間中も国の要請に基づき、事業を継続してきたが、 観光客の減少、在宅勤務の 推進等により、利用者が大幅に減少。
	〔参考(R2.3月前年比)航空▲70%、鉄道▲49%、貸切バス▲78%、乗合バス▲33%、タクシー▲41%、フェリー▲36%〕
	・こうした極めて厳しい環境にある交通事業者の事業継続と感染防止対策を図りつつ利用者の早期回復を図るため、「ぐるっと北海道公共交通利用キャンペーン」を開始。「新北海道スタイル」の構築に取り組む交通事業者が発行する乗り放題乗車券やプレミアム付き乗車回数券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担し、その相当額等を事業者に対して補助を行った。 ・なお、コロナの新規感染者数拡大に伴い、令和2年12月28日から令和3年10月31日まで商品の販売停止を行った。
Ⅱ期	・コロナの新規感染者数拡大に伴い、令和4年1月27日から令和4年3月21日まで商品の販売停止を行った。 ・令和2年度からの繰り越し予算と令和3年度現年予算により事業を実施した。
Ⅲ期	・交通機関の利用者は、徐々に回復傾向にあったが、依然としてコロナ流行前を大きく下回っていたことから、 各交通モードの乗車率について、コロナ禍前の水準まで回復させるため 、令和4年度においても、令和3年度 の繰り越し予算に加え、追加補正を行い 令和5年2月まで事業を継続 した。 (乗車券の使用期間は令和5年3月まで) ・なお、コロナの新規感染者数拡大に伴う商品の販売停止はなかった。

[参考 ぐるっと北海道公共交通利用キャンペーン事業概要]

	対象者	新北海道スタイルに取り組む交通事業者(航空機・鉄道・バス・タクシー・フェリー ※道内線限定)
割引補助 対象経費 乗り放題乗車券、プレミアム乗車対象券(1枚1000円以上)		乗り放題乗車券、プレミアム乗車対象券(1枚1000円以上)
	補助額	一社単独30%以内、複数連携50%以内

[参考 販売された券種]

鉄道	・JR北海道による全道6日間周遊パス ・道南いさりび鉄道による1日乗り放題パス 等		
タクシー	・ハイヤー協会による割引クーポン		
バス	・中央バスを含むバス事業者14社によるクーポン乗車券 ・旭川電気軌道及び北都交通、沿岸バス、帯運観光、函館バス、 北海道バス、道南バスによる個別の回数券 ・道北バス・旭川電気軌道・ふらのバスによる乗り放題パス 等		
フェリー	・ハートランドフェリー、羽幌沿海フェリーによる往復割引券		
航空	・JAL、ANA、HACによる割引乗車券		

[参考 販売数及び販売額の実績]

年度	販売額(億円)	販売数(セット)
令和2年度	25. 0	179, 387
令和3年度	47. 4	364, 897
令和4年度	35. 6	294, 690
合計	108. 0	838, 974

取組実績及び課題

- ・コロナ禍による活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊 の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタ イルの推進を図った。
- ・コロナ禍前と比較した乗車率について、JRやバスで8割程度 まで回復してきたが、依然として厳しい状況となっている。
- ・複数の交通モードが連携した割引切符等を造成する場合、補助率のかさ上げを行った結果、航空券とバスチケットがセットになった商品や、一部エリアで鉄道とバスが自由に乗り降りできるフリー切符が造成され、利用者の利便性向上に繋がったとの声も寄せられた。
- ・ J R 北海道の「道内 6 日間周遊パス」や北海道ハイヤー協会の「割引クーポン」は、想定を上回る好調な販売となり、販売期間の終了前に完売した。

- ・今後、新たな感染症が発生し、行動制限を伴う要請などが行われた場合には、国に適切な支援を求めるなど、速やかに対応していく。
- ・本道の交通を取り巻く環境は未だ厳しい状況にあることから、今後も、交通事業者をはじめ、市町村や関係団体との連携を強化しながら、地域の暮らしや産業を支える交通ネットワークの実現に向けて取り組む。

9 労働者・雇用等への支援

主な取組一覧

- 1 相談対応等
 - ○ジョブカフェ・ジョブサロンにおいて、令和2年7月にカウンセラーを増員したほか、Web等を活用した相談体制の整備や企業説明会の開催等により、感染症の長期化により離職を余儀なくされた労働者へのきめ細かなカウンセリング等を実施し、再就職を支援(ジョブカフェ・ジョブサロン:カウンセリング数延べ40,661人、就職者数 20,562人 R2~R4年度実績)
 - 〇企業等の求人情報をサイト上で提供することにより、短期労働希望者を支援し、生産維持・事業継続を サポート(北海道短期おしごと情報サイト:掲載求人数 1,305人 非予算)
- 2 経済的給付
 - 〇国に対し雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・給付金の更なる延長や対象の拡 充など、雇用維持への支援について要望
 - 〇道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際に国が行った水際対策(14日間の公共交通機関不使用)に対応するための宿泊費用を支援(海外人材確保緊急支援モデル事業:企業1,976社、外国人技能実習生等 5,198人、475,540千円)
 - 〇介護や建設など人手不足が深刻な対象職種に異業種から正社員等として就職した場合、奨励金を支給

取組実績及び課題

- ・国は、休業中に賃金を受けることの出来なかった方に対する休業支援金・給付金など、経済的給付を実施してきたところであるが、道としてもホームページはもとより経済団体等を通じて制度の周知を図った。
- ・ジョブカフェ・ジョブサロンにおける相談体制の拡充 や企業説明会の開催等により、これまで延べ40,661人 のカウンセリングを実施し、20,562人の就職に繋げる ことができた。
- 一方で、観光業や飲食業など経済活動が持ち直してきた業種においても、解雇した従業員の穴埋めができない等、人材の確保が難しい状況となっており、人手不足業種への就職を促していくことが必要。

今後の対応の方向性

- ・今後、新たな感染症が発生し、行動制限を伴う要請などが行われた場合には、道内経済が大きな影響を受け、厳しい雇用情勢も懸念されることから、地域での雇用の維持・安定等を図るため、国に対し、雇用調整助成金等の雇用や収入を維持する各種助成金等について、必要な予算を確保するとともに、今後も雇用情勢を踏まえた柔軟な対応を行うよう求めていく。
- ・ジョブカフェ・ジョブサロンにおいて、離職者等に対するきめ細かな職業カウンセリングや就活セミナー等により、就業支援に取り組む。
- ・人手不足が深刻化する中、道内企業の人材確保に向け、 効果的な情報発信や就業支援等に取り組む。

25

10 生活困窮者への支援

主な取組一覧

1 相談対応等

- 〇生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関での相談対応(全35市及び14振興局で実施)
- 〇生活福祉資金特例貸付の返済に不安のある方に対する市町村社協窓口への専門相談員の増員への支援 (R4年度~)
- 〇商工団体やフードバンクなどのNPO法人、自治体等の官民が連携し、地域全体で生活困窮者支援を行う プラットフォームを整備(R4年度~・14振興局)
- 〇自立相談支援機関と連携して生活困窮者への支援を行うNPO法人等への補助(R4年度~)

2 経済的給付

- 〇生活福祉資金特例貸付の実施(@最大200万円、約14万1千件、約511億円(R2.3~R4.9実績))
- 〇新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(約1,800件、約3億円(R3年度実績))
- ○住居確保給付金(約4,500件、約10億円(R2.4~R5.1実績))

(参考)国の取組

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(R3,4年度、@10万円、1兆5,377億円)

取組実績及び課題

- ・生活福祉資金の特例貸付など様々な支援はもとより、全道域での相談対応や、社協窓口での専門相 談員の増員を行い、コロナ禍において生活困窮者 の生活の下支えに取り組んだ。
- ・生活困窮者支援のためのプラットフォームを整備 したが、民間団体が少ない地域においては、さら に効果的な支援体制を確保する必要がある。

- ・今後、新たな感染症危機が生じ、社会経済活動が停滞した場合には、生活困窮者への影響が大きく、 速やかな支援が必要であることから、全国一律で の機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、 国に要望する。
- ・官民連携によるプラットフォームの運用状況を把握しつつ、引き続き、より効果的な支援体制の検討や、民間支援団体の掘り起こしなどを行い、生活 困窮者支援に取り組む。

11 ひとり親世帯への支援

主な取組一覧

1 経済的支援(給付金)

項目	対象者	内容
北海道子育て世帯臨時特別給付金 (道単独事業分)(令和4年度のみ)	①児童扶養手当受給者 ②公的年金等を受給していることにより、	児童1人あたり1万円支給
子育て世帯生活支援特別給付金 (国事業分)(令和2年度~5年度)	上記手当の支給を受けていない者 ③新型コロナ感染症等の影響を受け、収 入が上記手当受給者と同水準となった者	児童1人あたり5万円支給

2 就労支援(資格取得のための給付金)

自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母、父子家庭の父 ※児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者	雇用保険制度の教育訓練給付指定講座を受講した際に、受講料の 一部を支給。 ・受講料の6割相当額(上限40万円、下限1.2万円)
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母、父子家庭の父 ※児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者	養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業した際に支給 ・月額10万円(課税世帯は70,500円) ・対象資格:看護師、理学療法士など
高等学校卒業程度認定試験 合格支援事業	母子家庭の母又は児童、 父子家庭の父又は児童 ※児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者	高卒認定試験合格のための講座を受講した際に支給 ①開始時:受講費用の3割 ※上限7.5万円 ②修了時:受講費用の1割 ※①と通算で上限10万円 ③合格時:受講費用の2割 ※①②と通算で上限15万円

3 就労支援(相談・情報提供)

取組実績及び課題

- ・各種給付金による経済的支援、就労支援や母子家 庭等就業・自立支援センターにおける相談支援等 により、ひとり親世帯の生活の下支えに取り組ん だ。
- ・母子世帯の約半数が非正規職員であり、約8割が 年収300万円未満の世帯であることから、ひとり親 家庭の経済的な自立を図るため、支援制度を有効 活用していく必要がある。

- ・今後、新たな感染症危機が生じ、社会経済活動が停滞 した場合には、子育て世帯への影響が大きく、速やか な支援が必要であることから、全国一律での機動的な 制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に要望する。
- ・各種支援制度を周知、積極的な活用を図るため市、町村、学校、関係機関などと連携し、サポート情報を集約したリーフレット等の配布等を引き続き実施していく

12 差別・偏見への対策

主な取組一覧

- 1 相談対応等
- 〇新型コロナ感染症に関連する差別や偏見などの人権問題に対応するため、電話及びメールによる相談窓口を道庁内に設置(R2.10~)
- 〇相談窓口に寄せられた事例を紹介するチラシを作成し、道のホームページに掲載
- 2 啓発活動等
- ○新型コロナ感染症の正しい理解と人権への配慮を呼びかけるとともに、各関係機関の相談窓口を周知するホームページを開設(R2.5~)
- 〇記者会見による呼びかけや、知事からの新型コロナ感染症に関する正しい理解をお願いするメッセージ (R2.6) と、正しい理解と思いやりのある行動をお願いするメッセージ (R2.10) の発出
- ○2種類の啓発ポスターを小中学校等へ配付(R2.11)
- ○新聞 (R3.6) や広報紙 (R3.8) への差別防止と冷静で思いやりある行動の 啓発広告の掲示
- ○プロスポーツチームと連携した啓発の実施(日ハムHPにバナー広告掲載、 コンサドーレ札幌の選手による啓発動画の作成(R3.6.11配信開始)など)
- 〇新型コロナ感染症に関する偏見・差別等の防止を訴える啓発バナーを掲出し、 道のホームページへ誘引(R4.3)

意用。CCCのは 差別。CCCのは が文性の中 コロナマ を対象のではありまいるのである。 もいるであったのであるが、 まままりになるであるがある。 まままりになるである。 まままりになるである。 まままりになるである。 まままりになるである。 まままりになるである。 まままりになるである。 ままましておいまま。 とこれでは、 を対象である。 ままましておいまま。 とこれでは、 を対象である。 ままましてはいうません。

取組実績及び課題

- ・感染症に関連した差別等の人権問題に対応するために相談窓口を設置し、令和5年5月末までに300件以上(うち人権関係事案は約130件)の相談が寄せられ、法務局などの関係機関と連携して偏見・差別などを受けた方々に対する助言や相談支援を行った。
- ・人権への配慮と新型コロナ感染症の正しい理解を 促進していくため、知事記者会見、動画メッセー ジ、各種広報媒体を活用した呼びかけを行った。

- ・引き続き、関係機関と連携しながら、差別や偏見な どの相談に対応していく。
- ・今後、新たな感染症危機が生じた際には、感染症に 関する不確かな情報に惑わされることのないよう、 正しい情報を速やかに発信する。

13 学校教育活動【一斉臨時休業要請】

	時期	国・道の動き
I期	R2. 2. 21 R2. 2. 26 R2. 2. 27 R2. 4. 6	〇上川管内の小学校で児童2名の感染が確認され、以降、児童生徒や学校関係者の感染が相次ぐ 〇道教委が各市町村教育委員会に対し学校の臨時休業を要請(2/27から3/4までの7日間) 〇内閣総理大臣が全国の教育委員会に対し学校の臨時休業を要請(3/2から春休みまで) 〇新学期となり学校の教育活動が再開
	R2. 4. 14	〇道と札幌市による「北海道・札幌市緊急共同宣言」 (4/12) が発出され、札幌市内の学校及び札幌市近隣の高校・特別支援学校において臨時休業を実施 (5/6まで)
	R2. 4. 16 R2. 4. 17	〇国が緊急事態宣言を7都府県から全国に拡大(5/6まで) 〇新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という)に基づく知事からの要請を踏ま
	R2. 5. 4	え、道教委が各市町村教育委員会に対し学校の臨時休業を要請(5/6まで) 〇緊急事態宣言の期間の延長に伴い、特措法に基づく知事からの要請を踏まえ、道教委が各市町村 教育委員会に対し学校の臨時休業の期間の延長を要請(5/31まで)
	R2. 6. 1	○学校の教育活動が再開

<取組の背景・経過等>

\-\X\1						
I期	 ・令和2年2月21日に、上川管内の小学校で児童2名の感染が確認され、以降、児童生徒や学校関係者の感染が相次いだ。こうした状況に加え、道内の感染者が増加傾向にあることを重く受け止め、2月25日に、知事から教育長に対し、学校の一斉臨時休業を検討するよう要請があった。 ・道教委では、知事の要請に基づき2月27日から7日間の一斉臨時休業を実施することとして、2月26日に、各道立学校に通知するとともに、各市町村教育委員会に実施を要請した。 ・2月27日に、内閣総理大臣から全国の教育委員会に対し、3月2日から春休みまでの間、学校の臨時休業を行うよう要請があった。これにより全国で一斉臨時休業が行われることになり、結果として、4月の一旦の再開を挟み、5月末までの約3ヶ月間にわたって実施された。 					
Ⅱ期	・令和2年6月1日以降、一斉臨時休業を実施していない。					
Ⅲ期	・令和2年6月1日以降、一斉臨時休業を実施していない。					

R**2**/2/27

4/6(春休み明け) 4/17

5/31 6/1

一斉臨時休業

※全道179市町村のうち4市町村は2/28から実施

学校再開

一斉臨時休業

※札幌市内の学校及び近隣の高校・特別支援学校は 4/14から一斉臨時休業を開始 学校再開

主な出来事

2/21 上川管内で2名の児童が罹患 2/25 知事が教育長に一斉臨時休業の検討を要請 2/26 道教委が各市町村教委に一斉臨時休業を要請 2/27 内閣総理大臣が全国の学校に対し臨時休業を要請 道内175市町村で一斉臨時休業を実施(4市町村は2/28から実施)

4/7 国が7都府県を対象に緊急事態宣言を発出

4/12 道と札幌市が「北海道・札幌市緊急共同宣言」を発出

4/14 札幌市内の学校及び近隣の高校・特別支援学校において臨時休業を実施 4/16 国が緊急事態宣言を全国に拡大(5月6日まで。5月4日に5月31日まで延長) 5/25 国が緊急事態宣言を解除。道内の学校の一斉臨時休業を5/31まで実施

取組実績及び課題

- ・未知のウイルスによる感染が拡大する状況下において、 感染症のまん延を防ぐため、接触機会を減らす一斉臨時 休業の措置を講じた。
- ・一方で、実施に当たっては、市町村や学校関係者及び保護者などに混乱が生じることのないよう、十分な説明が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行の期間を通じて、不登校の増加や、体力・運動能力等調査における体力合計点の低下が見られる。
- ・一斉臨時休業に伴い、エッセンシャルワーカーである保護者のうち、とりわけ低学年の子どもを持つ保護者が在宅せざるを得なくなり、社会活動に一定の影響が生じた。
- ・一方で、国のGIGAスクール構想が前倒しされ、早期 整備が実現された。

- ・感染症は全国統一的な基準で対応することが必要であることから、一斉臨時休業の要請については、国において、ウイルスの特性に応じた明確な基準を示すとともに、子どもたちに与える影響や社会活動への影響を踏まえ、慎重に検討していくことが必要。
- ・今後、新たな感染症危機が生じた際にも、子どもたちの学びの保障や基本的な生活習慣の維持に向けた配慮、子どもたちの居場所の確保に関する対策を講じるとともに、保護者等への丁寧な説明を行なった上で、対象期間を設定して適切に行う。

14 学校教育活動 【学校での感染対策】

時期		国・道の動き	学校の主な状況
I期	R2. 4. 28~ R2. 5. 14 R2. 6. 1 R2. 7. 15~ R3. 2. 16 R3. 2. 19	○道立学校の感染症対策用の衛生備品(非接触型体温計等)の経費を措置 ○「リモート学習応急対応マニュアル」を作成し道立学校・市町村に通知 ○学校の再開に伴い、児童生徒・保護者向けのリーフレットを作成し周知 ○「スクール・サポート・スタッフ」等の配置を拡大 ○オンラインによる「健康観察システム」を構築し学校での運用を開始 ○道総研と連携し「学校における冬季の換気」の方法について周知	【R2年度】 〇一斉臨時休業(R2.2月~5月ただし一時再開時期あり) 〇感染リスクの高い教育活動は実施を慎重に検討 〇運動会などの学校行事が中止・延期 〇修学旅行は延期 〇部活動の多くの大会が中止
Ⅱ期	R3. 5. 8 R3. 5. 15 R3. 5. 26 R3. 10. 13 R3. 11. 18~	〇教育局に「感染症対策支援チーム」を設置し、学校の取組を支援 〇感染症対策に関し、学校の教育活動等における留意事項について通知 〇部活動の大会の再開に伴い、大会等における留意事項について通知 〇「健康観察システム」に「感染予防行動チェック」の機能を追加 〇札医大及び道総研と連携し「感染症対策改善セミナー」を実施	【R3年度】 〇感染リスクの高い教育活動は実施を慎重に検討 〇修学旅行が延期 〇部活動の大会等は無観客で開催
Ⅲ期	R4. 5. 26~ R5. 2. 13 R5. 2. 15 R5. 5. 15	○マスク着用の考え方等に関するリーフレットや動画を作成し通知○国の「卒業式でのマスクの取扱い」に関するリーフレットを作成し周知○感染症対策改善セミナーの成果資料「感染症に強い学校づくり」を作成○5類への移行に伴い、学校の教育活動等における留意事項を再整理	【R4年度】 ○感染リスクの高い教育活動は実施を慎重に検討 ○部活動の大会等は、感染症対策を行なった上で、観客を入れて開催

<取組の背景・経過等>

I期	・令和2年6月からの学校再開に向け、 校舎の消毒方法、健康観察シートの活用、臨時休業の考え方等を周知 す
	るとともに、感染症対策に必要な備品の整備を行った。
	・学校再開後は、 国の衛生管理マニュアル等を踏まえて感染症対策を徹底するよう各学校への指導 に努めた。
	・学校における感染症対策を支援するため、スクールサポートスタッフや学習指導員の配置の拡充を図った。
	・臨時休業時等における児童生徒の学習支援に向けて、 <u>ICTの活用によるオンライン学習の活用促進</u> に努めた。
Ⅱ期	・ 教育局に「感染症対策支援チーム」を設置 して学校への支援を行うとともに、ウイルスの特性や感染防止対策
• • •	に関する知見の蓄積をもとに、感染リスクの高い場面や感染予防の優良事例の周知に努めた。
	・札医大及び道総研と連携し、 <u>学校を訪問して感染症対策の改善点を整理する「感染症対策改善セミナー」を</u>
	実施 し、その成果の普及に取り組んだ。 31

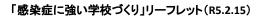
<取組の背景・経過等>

Ⅲ期

- ・濃厚接触者のリストアップを行い、<u>個別</u>に出席停止にすることで、臨時休業(学級閉鎖等)を避けるなどして、学校における「感染症対策」と「学びの保障」の 両立に努めた。
- ・マスクの着用に関する取扱いや卒業式の 対応など、国の対策の変更等について、 各学校に速やかに伝達するとともに、 リーフレットや動画を作成するなど、 かりやすい周知に努めた。
- ・「感染症対策改善セミナー」の成果をも とに**「感染症に強い学校づくり」の実現 に向けた資料を作成・周知**し、今後の感 染症対策への備えとした。

夏季休業における感染症対策リーフレット(R4.7.15)







取組実績及び課題

- 新たな対策を講じたり、対策を大きく変更したりする場合には、臨時の教育長会議等で事前説明を行った。
- ・「スクール・サポート・スタッフ」の配置拡大について、学 校の負担軽減に効果があったという声が寄せられた。
- ・児童生徒や保護者の理解促進に向けて、校長会や市町村から の要望も踏まえ、リーフレットや動画による周知に努めた。

- ・今後、新たな感染症危機が生じた際には、関係部局等と連携し、感染状況を把握しつつ、感染拡大が見込まれる際には時期を逸することのないよう、対応していく。
- ・学校・児童生徒・保護者に対し、様々な媒体を活用 しながら、分かりやすく丁寧な情報発信に努める。